

柏市教育委員会指導課所管の英語指導講師委託事業に関して

- ◇平成元年度より柏市は、児童生徒の国際理解、コミュニケーション能力の育成を目的に外国語指導助手派遣事業を実施。
- ◇平成19年度より単年度契約でA社と業務委託を締結し、市内小中学校61校に外国語指導助手を派遣してきた。学校に対しては、外国語指導助手派遣について校長会、教頭会等で業務委託について説明したり、各学校に指導事例集を配布するなど適正な運用を指導してきた。
- ◇平成20年9月 千葉労働局より仕様書・契約書を確認の上、業務委託が適正なものであると助言される。
- ◇平成21年8月28日 文部科学省より「外国語指導助手の請負契約による活用について」の通知が出され、現在締結している契約内容について確認するとともに、疑義がある場合は、都道府県労働局に適宜相談するなどして契約形態を見直し、JETプログラムの活用、自治体独自の直接雇用、労働者派遣契約など適切な対応を実施するよう指導があった。そこで、再度校長会、教頭会等で指導徹底を図る。
- ◇平成21年12月平成22年度の外国語指導助手派遣事業を業務委託から派遣契約に変更する方針を決定する。

- ・新学習指導要領により平成23年度から小学校「外国語活動」完全実施。平成24年から中学校の外国語授業時数の増加に伴いチームティーチングの充実を図る必要がある。
- ・現在の業務委託契約の形態では、学校からの指示・誘導や授業に関する事前・事後の打ち合わせを教員と外国語指導助手が行うことができない等、効果的なチームティーチングの実施が難しい。

- ◇平成22年2月12日 業務委託から派遣契約への変更にあたり派遣契約書、仕様書について確認、千葉労働局から適正に業務委託をしていたなら来年度、派遣契約への変更は問題がないという回答であった。
- ◇平成22年3月16日 B社が労働者派遣契約を落札し、平成22年4月23日より学校への派遣に向けて準備にはいる。
- ◇平成22年3月31日 ALTの訴えにより千葉労働局職業安定部需給調整室指導官（以下千葉労働局）が来庁。現行の業務委託が実態として適正に運用されていたか。その実態を調査するよう指導がある。
- ◇平成22年4月6日実態調査を千葉労働局に報告。
千葉労働局より、実態として外国語指導助手が校長等より指示・命令を受けていたという実態からA社との平成19年4月23日～平成22年3月31日までの外国語指導助手の派遣が、労働者派遣に該当するものと指摘される。4月1日以降労働者派遣を行うことができない旨の指導がある。
- ◇平成22年4月13日 B社とは、契約できない旨の了解を得る。
- ◇平成22年4月13日 千葉労働局より是正指導書が出される。
外国語指導助手派遣事業に関して白紙の状態となり、学校の授業への支障、児童生徒の国際理解教育の停滞等が起こり派遣の在り方について困惑している状況を説明する。

平成22年 柏市英語指導講師（NET）の業務委託について

○ 勤務時間等について

- ・ 朝の打ち合わせには出ません。NETは業務を行う時間に間に合うように出勤します。
- ・ 学校現場から勤務日、勤務時間など、勤務に関することを直接依頼することはできません。
- ・ 事前に提出してある仕様書（レッスンプラン）以外の業務内容は依頼できません。
- ・ 服装や態度などについて、直接学校が指導することはできません。
- ・ 指導内容があれば会社へ連絡をしてください。
- ・ 校則に反すること（喫煙、食べ歩きなど）は、校長、教頭から注意できます。NETに注意したら、市教委に連絡をお願いします。市教委から会社へ連絡します。
- ・ 早退を希望しても、直接許可をすることはできません。会社へ連絡をしてください。
- ・ 日本人教員が授業の場所（教室）の場所を案内することはできます。
- ・ 該当児童生徒がNETを自発的に迎えに行くことはできます。

○ 授業中について

- ・ 英語指導講師（NET）が行っている指導に、その場で日本人教員が口を挟むことはできません。
- ・ 当日の業務はNETに一任してください。
- ・ 日本人教員とNETは時間を区切って、業務を行います。
- ・ NETの担当する業務委託の時間を超えていた場合、日本人教員が制止することはできます。
- ・ 児童生徒の健康安全に関する指導は日本人教員が責任を持ちます。
- ・ 児童生徒の一人として指導を受けて、NETの授業に参加できます。

○ 休み時間について

- ・ NETと会話をすることができます。ただし、業務内容について話すことはできません。
- ・ NETが自ら児童生徒と遊ぶことはできません。ただし、遊ぶように指示命令はできません。
- ・ NETと日本人教員は児童生徒や授業のことを話すことはできません。

○ 給食について

- ・ 会社からNETが給食を頼むか、頼まないか、どこで食べるかは事前連絡があります。
- ・ 給食はNETが実費を支払います。
- ・ NETが職員室で給食を食べる場合や希望して児童生徒の教室で食べる場合は、会話はできます。ただし、日本人教員と指導に関する内容は話すことはできません。

○ 放課後について

- ・ 事前の仕様書（レッスンプラン）に応じた業務内容が終われば退勤します。NETは校長先生、教頭先生、教務主任の先生に退勤することを伝えます。
- ・ 当日の業務内容の反省会や次回の授業の打ち合わせはできません。
- ・ 職員会議や研修会に参加はできません。

○ 学校行事には勤務しません。

○ 土曜日の授業参観がある場合、事前に会社への依頼で業務を行うことは可能です。

○ 柏市の小中学校の敷地内では終日禁煙です。

○ 昼食以外、校舎内での飲食はできません。

★ 日本人教員とNETとがティームティーチングを行うことはできません。

★ NETと日本人と業務内容以外のことは話すことは問題ありません。